

議第151号

滋賀県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年 9月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例

滋賀県国民健康保険調整交付金条例（平成17年滋賀県条例第97号）の一部を次のように改正する。

付則第3項および第4項中「平成25年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の滋賀県国民健康保険調整交付金条例の規定は、平成25年度分の滋賀県国民健康保険調整交付金から適用する。